山縣有朋關係文書

山縣公別荘記

宮中に於ける山縣公の功績　高橋箒庵氏談

子爵清浦奎吾氏談

山縣有朋
憲
17

国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

山縣公

別荘記

高橋箒庵氏 談

昭和二年一月十五日写之

帝國圖書館
国立国会 26.2.28 図書館
225786
225787

洛東無隣庵

洛東無隣庵ハ山縣公ノ別業デアル老公ノ之ヲ造ラレタノハ明治廿八九年頃デアラウ南禪寺松原通リノ北側デ瓢亭ト云ヘル植亭ト道路ヲ隔テヽ相對シテ居ル、東山ト大文字山ヲ背景ニシ琵琶湖疏水ノ分流ヲ庭前ニ引キ影石ノ布置結構ハ総テ老公自ラノ指図デアル但シ老公ノ築庭トシテナ

ハ某氏女作ニ属スル者ダガ余モ幾分ノ修
正ヲ経テ居ルシ且ツ場所ト遠水ト背景ノ
三拍子ガ揃テ居ルカラ面積モ余リ広カラ
ズ規模モ至ツテ小サイモノデアルガ確カ
ニ洛東ノ一名園デアル殊ニ庭前ニハ明
治大帝ヨリ公ニ賜リタル京都御所ノ雅松
ニ株ガ植ラレテ一段光彩ヲ放テ居ル
母屋ノ建物ハ室デ手挟デ玄関ヨリ附属テ

次ノ間附ノ八畳ハ会室ノ間是ヨリ鍵ノ手
形ニ庭前ニ突出デタル次ノ間附十畳ノ坐
敷ハ老公ノ居間兼客座敷ナリ又玄関ヨリ
廊下伝ヒニ南方ニ離レテ建タル西洋館ハ
老公ノ研究室トモ云フベキモノデアル此
外ニハ南手ニ離レテ水屋附三畳台目ノ茶
室ガアルノミデアル今先ツ客間ニ翳リ廻
レバ東山ヲ背景トシタル奥深キ庭ノ遠向

七ノ大樹ノ間ニ三段ニ屈曲シテ幅廣キ大
瀑ガ甃々トシテ流シ落テ其下水ハ最初奥
直ニ座敷ノ方ニ向テ流シ来リ中途ヨリ一
方ニ折シテ樹木ノ間ニ奔リ込ミ石ヲ抱キ
延ニ潜リ或ハ広ク或ハ狭ク座敷近クニ流
レ来ルモノト他ノ一方ニハ南禅寺裏手ノ
駒ケ瀧ノ下流カ別ニ庭ノ南方ニ流レ入ル
モノトノ両水相合シテ幅広キ流レト成リ岩

シヨリ庭外ニ出デ道路ヲ隔ツル瓢亭ノ庭
ニ流ル、趣向デアルガ平常最モ水ヲ好ミ水
ナキ庭ハ庭ニ非ズト宣言シ居ラレシ老公
ノ築庭的理想ハ此無鄰庵ニ於テ遺憾ナク
實現セラレテ居ル

○

老公ハ平安山水ノ明媚ヲ愛シ明治二十四
年頃先ヅ木屋町ノ二條橋近ク旧角倉邸ヲ

購シタガ其後斥ノ無隣庵ノ一部ガ或人ノ住宅ニ他ノ一部ガ水田ト為テ居タノヲ見テ此地ヲ以テ我ガ築庭ノ理想ヲ試ムルニ足ルトヤ思ハレケン木屋町ノ方ヲバ故川田小一郎男ニ譲リ南禅寺門前通リノ北側ニ新ニ無隣庵ヲ経営セラレタガ縄張リハ一切老公自身ノ指図デ其ノ指図ニ従テ築庭ノ事ニ当タノハ植治ト云フ植木屋デアツタ

無隣庵庭前ニハ二ツノ名物ガアル即チ客間ノ南面ニ根幹蟠屈スル楠ノ老大樹ガ其ノ一ツデアルガ往昔延元帝ガ紫宸殿ノ南ニ大木ノアルヲ夢ミテ楠公ヲ召出シ給フタト云フ勤王居史ニ縁故アル其楠ノ木ガ恰モ客間ノ南面ニ亭々タルハ庵主ガ庵主ダケニ一段目出度ク思ハルヽノデアル又他

ノ一ツハ庭ノ東北方ニ巍峨トシテ峙立ス
ル目方一万貫ト詮セラル、大石デアル此
ノ大石ハ無隣庵庭前ノ主人公トモ云フベ
キモノデ之ヲ此庭前ニ据致スルニ就テ一
場ノ物語リガアル初メ老公ノ無隣庵ヲ築
造セラルヽヤ一日豊太閤ノ経営ニ係ル大
佛殿ノ石垣ヲ見テ其大石ハ何處カラ運ハ
レタモノカト問ヒ質サレタ処ガ是ハ其當
時醍醐ノ山奥ヨリ引カレタモノデ山科の
谷間ニハ今デモ其取残シノ大石ガアルト
言フコトヲ耳ニサレテ公ハ俄カニ興味ヲ催
シ実地検分ノ上遂ニ此石ニ着目セラレタ
ガ固ヨリ非常ノ大石ナレバ牛十四頭ヲ以
テ牽キ来ルニ道路ガメリ込デ運搬上非常
ニ困難ヲ感セシモ今日ト違ヒ其頃ハ道路
ニ障害物ガナカツタノデ首尾克ク庭前ニ

引入ルヽコトカ出来ヌサウデアル兎ニ角一万貫ノ大石デ然モ豊公ノ取残シト云フ点ガ面白ク庭前ニ猶豊公ニ縁故アル名詞ガアルノハ甚タ興味アル対照デアル

○

老公ガ長州ニ於テ最初ニ造ラレタル無鄰庵ニ次ギニ京都木屋町ニ構築セラレタル仮庵ノ由来及ビ無鄰ト云ヘル名称ニ就テハ明治廿四年長三洲ノ撰並ニ書ニ係ル無鄰庵記ニ盡サレテアル此記文ハ扁額トシテ無鄰庵書院ノ次ノ間ノ欄間ニ掲ケラレテアルガ前ニ「無鄰庵」ノ三大字ヲ書シ次キニ庵ノ由来ヲ記シタモノデ其文ハ左ノ如クデアル

文久慶応間、山縣伯相総管騎兵隊、並時内外患難相踵、公奔走碇石間、不遑

寧居。丁卯歳四疆之事稍息。公於吉田
山営之南。築小屋命曰無隣庵。其地泉
清砂白。繞以松竹。幽邃深窕。四無隣
。並有詩曰。清水山前遠市囂。陣松寂々
竹書々。有人若問吾茅屋。一逕斜通独
木橋。然宗師国東之事。殷憂未已。明
年国勢大変。天日再明。其後公位在朝
閣。孜々求治。未曾得後楽之境也。今

茲辛卯。卜別業於京師鴨川西涯。高瀬
川分流焉。老樹蔭陰。水行其際。苔翠
之色。[illegible]耳。招忘在都
闕塵中矣。公後以旧号[illegible]。蓋追憶
往事。不能忘懐。故以明不忘旧之意也
。命余書其命。因為記其由云。
此無隣庵ハ老公ガ京都ニ於テ最初ニ獲ラ
レタ別業デ木屋町ノ二條隣ニアリマタガ其

山縣公別荘記
無隣庵記（漢）
宮中に於ける山縣公の功績
合せて一冊

山縣公別荘記 (写)

宮中に於ける山縣公の功績 (抄)

合せて一冊

国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17
挟み込み物

山縣公史實調查會用紙

寧居。丁卯歳四疆之事稍息。公於吉田
山営之南。築小屋命曰無隣庵。其地泉
清砂白。繞以松竹。幽邃深窕。四無隣
。並有詩曰。清水山前遠市囂。陣松寂々
竹蕭々。有人若問吾茅屋。一逕斜通独
木橋。然京師関東之事。殷憂未已。明
年国勢大変。天日再明。其後公位在内
閣。孜々求治。未曾得後楽之境也。今

山縣公史實調查會用紙

茲辛卯。卜別業於京師鴨川西涯。高瀬
川分流焉。老樹重陰。水行其際。蒼翠
之色。潺湲之聲。能日洗耳。殆忘在都
閙塵中矣、公復以旧号名其居。蓋追憶
往事。不能忘懐。故以明不忘旧之意也
。命余書其扁。因爲記其由尔。
此無隣庵ハ老公ガ京都ニ於テ最初ニ獲テ
シタ別業デ木屋町ノ二條際ニアツタガ其

国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

後今ハ現今ノ無隣庵ニ引移テモ猶旧庵名ヲ存セラレ明治廿九年公自ラ文ヲ撰ミ高島九峰氏ガ之ニ書シテ右扁額ノ末尾ニ添ヘラレタ其文ハ左ノ通リデアル

予曽卜地于鴨厓、結一小廬、嘱長三洲、書無隣庵旧題、以為扁額、即此額也。蓋距今七年矣、後三歳、献其地猶閑。

更相山紫水浄之処、定為今居、将再欲三洲、而今其没、因掲旧扁於楣間、歔三洲、曽与余竭力於国家多難之時、今也則亡、毎対此扁、未曽不想起其人也

明治二十九年小春　含雪居士識

九峰高島張書

◇

無隣庵ノ庭前ニハ明治大帝ヨリ老公ニ賜ワリ二株ノ稚松ガアリテ其傍ニ老公自撰

ノ句御賜椎松の記ヲ彫附ケタ石碑ガ建テラレテアル而シテ其記文ハ真ニ優雅ナル文章デ之ヲ一読スレバ無隣庵ノ風景並ニ椎松拝領ノ顛末ガ明瞭ニナルカラ今左ニ其全文ヲ揚ゲヤウ。

御賜椎松の記

遍人休問南禪寺。一帯青松路不迷と頼山陽の歌ひける並木のかたほとりに、れなそこはかりの土地あり、その中に細き流水あり、草川と云ふ、風の幽潔なるはいはれにおされるもある、此松陰と流れとを友として老を送らばやと、年ごろ草廬を結び無隣庵と名けぬ、自然の風致には富みたれど、流れの細きがいささか物たらぬ心地すれば琵琶湖の疏水を松杉深きあたりに引入

水しに、落る瀑の音のはけしくてみゆ
そのおくもかくこそあらめと思ふはか
りなり、又なかれの中なるゆかなるは、
洲白く底すみて魚のひれふるさまなと、
見ゆ、巖のかけにたるも立てるもあり、
又あたつみつかさなりたるもをかし、
苔の青みたる中に名もしらぬ草の花の
咲き出てたるもめつらし、水に横たは

山縣公史實調査會用紙

れる楓の枝にかはせみの来りて、魚を
窺ふさまなと、いと見所多し、春はあけ
ほのゝ山の端のけしきはさらなり、
夏は川そのにすみわたる月の深き、
秋は夕日のはなやかにさして紅葉のに
ほひたる、冬は雪をいたゝける比叡の
嶽の窓におちくる心地して、折々のな
かめはいはんかたなし、中に一きは月

山縣公史實調査會用紙

れもてあはれわかきは雨のけしきなり、此狭き園に万象をこめ、幽邃の中に嵩壮を含み、風雅の間に情閑を帯びたる趣あり、晨には文をよみ夕には歌を詠し、あるは茶を点し碁を囲み、又は酒を酌み、時に古今を談論するなど、たゞに世の塵洗ふのみかは、さるに此草廬の成りたる事おもほえずも、か

ことゝ御あたりにもきこしめさせたまひて、禁苑の雅松二株を賜ひければつゝしみてこれを園の中にうゑ、朝夕な愛でたてたるに、あまたの日数をへさるに緑の色うるはしくおひしげりて、雲を凌き龍となりぬべき勢ひあれば、之を字して寿りけるに、御製一首を賜ひぬ其御歌は、

京の宮庭の松をいぬる年
山縣有朋におくりけるに、か
く生しけりたりて写真を見
せたるによめる
かくりけ苔木の松のしけりあひて
老のちとせの友となむ
あはれ今より鬱蒼たるみどりの陰は、
長く此園をおほひ千年をよばふ松風の

もとはおいぬる身のたのしさはつねは
かりぞや、限りなきよろこびのあまり
、よみてたてまつりたるえせうた
みめぐみのふかきみどりの松かえに
老もわすれて千代やへなまし
おいしけれ松よや松よ大君の
めぐみの露のかゝるいほりに
この得がたきみめぐみを蒙りたること

山縣公史實調査會用紙
国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

のもとすゑつゞかかつつけこの庭の
記念とは祈りぬ

明治三十四年十一月
天長節前一日
無隣庵主有朋

椿山荘記

公が此荘を得たるは今より三十餘年前の
ことにて公自撰の椿山荘記に来歴を記する
に一節あり曰く
明治十年西南の亂既に平らぎ海内無事予
暇日屢ゝ城北目白の台に遊ぶ地形の異
なるあるを愛して之を購へは即ち古の
所謂椿山なり北を負ひ南に面し爽塏臨

敝鉛山の称あり余甚た之を楽しみ遂に
囊を傾けて購ひ荊榛を闢き狐狸を驅り
旧宅によりて之を移し以て遊息の所
となし命して椿山荘と曰ふ。旧称に遵
ふなり後十余歳有劇職を解き散地に就く
ことを得れば乃ち屋宇を増築して以
て居る廣袤凡て一万八千坪渓山その三
分の二に居る山上松柏楓椿鬱蒼として

天に聳し昏晨晦明変化の妙極りなし泉
あり山下に湧き出で瀑流となりて玉を噴
ち下流は即ち懸って而して瀧となり蓄
へて而して潭となり珍卉怪石四面を環
繞し蒲荷藕蕖春秋栄枯の序見る可きなり
り山甚た高からされども岡陵に依りて
而して峙つか故に甚高きを見る水甚た
深からさるも山下に在って滙るか故

に其深さを覚ゆ布置自然の勢あるなり
若し夫れ楼に依りて而して望めは則ち
其西南は早稲田村なり林巒坡陀人家出
没して而して富士の峰を其上に見る即
に霊水は泉畢一矚に集る余嘗て試みに
七勝の目を定め詩歌に備ふるもの多く数
詠あり時を諷詠して以て閑を散するも亦
一適なりと云ふ

山縣公史實調査會用紙

右記文中に七勝と称するは富岳薄雪。蕉
庵夜雨。駿橋夕照。早稲田落雁。蓮峰晩
鐘。関口秋月。高田晴嵐にして多くは荘
外の名勝に属す而して更に荘内の景勝を
分ちて竹裏渓。涵翠池。三叉松。芙蓉亭
、天狗松、聴秋瀑。逝年橋。古香井、雲
錦池、稲香亭の十勝を得られたりと云ふ
。玄関前より左折して竹樹幽邃なる竹叢

山縣公史實調査會用紙

渓の辺を過ぎ古香井畔より聴秋瀑上を見
上ぐれば松杉の間に眩きばかり染め出で
たる紅葉の足車を停むと言はんず更に進ん
で通仙橋に出づれば雲錦池を囲みたる霞
楓の花の如き雄山の風趣を帯びたる正し
紅楓中一の場所なるべし橋畔には例の椿
山荘記の石碑ありて南面の丘上に見
り所謂天狗松の下を潜り更に涵翠池辺に

下り再び反対の方丘上に攀ぢ上れば即ち
書院前に出で欝然たる三叉松の馬蹄状を為
しなる池を隔て天狗松と呼応する此庭
第一の名状すべき所にあらず公曾て人に
語りて吾若し商人ならば早稲田一村を買
ひ潰して之を一面の池と為して椿山の
風致を添へん斯くてこそ椿の花も始めて
其の名園たらんけれと言はれたること

山縣公史實調査會用紙

若しか一たひ當荘に遊ふものは公の所言
の間に其當を得たるを知るへきなり。因
に公の自撰に係る椿山荘記の末尾なる一
節は當荘に訪ふる所感を最も發揮したる
ものなれは左に之を抄記す

夫れ世の山水を樂むもの僻邑遐陬の地
に求めて而して始めて之を得るに余は
則ち之を都門咫尺の外に得人工を假らず

ずして而して天然の勝を專らにす天の
我に與ふる所以のもの厚しと云ふへし
且つ余か壯年軍旅に從事し躬矢石の間に
出入する者屢今年既に耳順世に處する
坊く外に待つなく坐なから深山幽谷の
趣を領し逍遥嘯傲して以て太平を樂む
もの豈昭代の餘沢に服せすや老たりと雖
も猶能く馬に跨かり郷を馳騁し勞倦

を完ふするは蓋し山水霊の気に存
る所ありて然るあり知らず後の此に居
るものよく其天を全ふして此山水を楽
みて其年の適を同ふするものあるか
卅八年四月日露戦争の真最中公は参謀総
長として様務殊の外繁劇なれば五番町の
仮寓にありて椿山荘に帰へらんとす
はりかねの絲のはしに戦地

鏡のおとさへ浮く心地して
と詠ぜられたる述懐は左の一書に據す
花の頃山荘を訪ふべしとの約ありしは
新緑風光其情を

こしもまたなかれば咲きけり霞か山の
花さへ今はよるへかりけん

など詠み出し更に一歎息せられ書せ可
申さ存じながらも軍事に取り紛れ今日に

られ候既に満開爲難に及ひ候條之御繁
め講評を仰け度老生は強ゐなから本
営に罷出て御待ち致さす候餘事在面晤

草々不一

四月十三日

椿山荘主朋

「はな咲かは告けんと云ひし山里の使は
来たりうまに鞍かけよの風懐いと面しろ
きに兵事倥偬の中この横槊賦詩的なる於
簡に接しては一刻の猶豫もなり難く直ち
に椿山荘に馳せ付く……（中略）公は椿
山荘記中に其健康か椿山荘の山水に負ふ
所多しといはれたるも公の詠歌も亦た
全荘の風景に負ふ處多きを知らしめし

詠ひ出たる一摘に月も宿るなり

山縣公史實調査會用紙
山縣公史實調査會用紙

花さかりなる山かけの此庵

かけくらき杉の木の間の瀧つ瀬を

先にみせて花ぞ流たるかな

三日月は細くかゝりぬくらしぬ

今おひなき松の古すゑに

枝ぬれなる折なるやをちらさんずもの

ゝく椿山荘の四時皆なり

山縣公爵實記調査會用紙

追加

宮中に於ける山縣公の功績

子爵清浦奎吾子談

山縣公史蹟調査會用紙

国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

山縣公の宮中に於ける功績

子爵清浦奎吾子談

山縣公の文官としての勲功ある事績については大体述べられて居りますが尚ほ公の宮中に対しての事柄については漏らされた点もあらうと思ふから今日は専ら之れに関する自分の記憶を喚起してお話しすることとしよう

山縣公史實調査會用紙

山縣公史實調査會用紙

ると思ふ

○山縣公が軍事上は勿論國家最大の枢務について(は)恒に蹇々忠誠を励けていれことは今更申す迄もないことではあるが、その宮中に於ける重要なる事項迄公が專ら獻替するやうになつたのは伊藤公の歿後このかたである即ち大正迄の宮中の重要なる事柄に就ては專ら伊藤公に對し

陛下から御下問があつて之に従ひ申してあるが伊藤公の歿後は專ら山縣公に對し偏へ重要なる御下問があり公も赤誠を披瀝して存じよりを申上げるやうになつた從の東宮殿下の御外遊並摂政御設定問題、さては所謂宮中の重大問題と世間で噂されたる御結婚及びそれに関聯する色盲問題さては伊藤公歿後に於ける内大臣、宮内大

信巻萬等あらゆる山縣公が傳へての内談に於ても献替の衝に當つて居た世間山縣公の宮内省なぞと称したものは実は誤つたものである

皇室に於ても山縣公の最も意を注いだのは帝室に於ける財政問題である即ち公は日帝室が偉く富まさせらるゝものは好くないと云ふ考であつた素より宮中が財政上御手薄になるやうに為すべきは決してないが、帝室は成るべく功労ある者に對しては厚く御待遇遊ばさるゝ外、教育、慈善、救貧其他種々なる公共事業に對しては夫々御内帑金を割いて之等の使途に充てあらせらるゝて帝室の御財産状態の脹れたるエサ方針を執るといふことは好くないと云ふのである、君臣一体と云ふ我國の國体

から云ても富めは民と共に富み栄ひあれ
は民と共に楽むと云ふ雁作の孫天皇の御
精神から云ても甚富は一般庶民と共にす
る此の思召を奉体して帝室独り御裕
になられなさらすやうに勤めるのはぬくな
いと云ふのであつた

◇それから前述へた宮中大奥に於ける縁
々の関係に付ても公は言ふ出け沫忠を捧

けたことであらう随て此間公として言
ひやうのない苦患の立場にあつたことも
時として如くないい出つ件の東宮御外遊の件
であるが元来公は畏くも御母君に在はす

皇后陛下の御身辺もあつたに元来は何らに
も東宮御若年の昔てもあり下様に申す

母性愛から御手放しにくいとの御考によ

るものであつて御むす千万の御予擬ひあり

山縣公史實調査會用紙
国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

其他東宮大夫たりし浜尾子爵なども殿下
の御評判は決して悪いとは言はないが今
日中等教育の御中途にても今一二年も
へあれを修らせられても決して遅い訳でも
あるまい（との尚早論）位とはそれといふては本の皇
位は神聖にして畏くからざるものであ
る殿下は一天万乗の帝位に即かせられし
東宮殿下がアノバ父君の毛唐人のなまま
で総て御出掛けになつてエ文句もしれね
いアノヒゲ山さんやの手と握手さるるのは
これの外れと言ふかの如き言足もあつて以外
に諸国憲の頭山満や内田良平抔か一知
半解の道徳論を振まはし論語の字句口尖
をやす時に遠く越はす[illegible]を全書信の内
これ心得違にて陛下は今や御不例にあら
せられしではないかさうして私の病気に

ニ自ら枕頭ニ侍して看護するは孝の至
りなるも然るに御不例の陛下を後に遺く
御外遊に上らせらるゝか如きは断して不
可なりとの建白書を差出して中止
せしめんとしたるも山縣公はこれに対
して外遊を延期あらは（常に）世間を疑はしむ山の
後の何等の意味を流説し及露（？）可寧に京（？）繁を
諸くと共に能くまても御行を断行して其

遂行を御勧め申上けれは蓋し公の意中には
陛下の御病状は今後一二年の中には殿下
長途の御外遊を許させさる事情の発生すへ
く予め今のうちに常信に於て（？）御採を実施せ給ふ
ことを許させさる御病状なりしより一日も
速に先進諸国を実地に御巡遊ありて親し
く西欧の文化に御體験あらせられ軈て帝
位に即かせ給はんとの帝王学を御実地

山縣公史實調査會用紙
山縣公史實調査會用紙
国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

に御留守御依頼あることなるへしとの由
の趣旨は些も心の口えまてはあれとも
らずか言外には元来も取はさす責を一身
に負ふて飽くまても御遂行あるへしとの
御外遊を決行あらせらるゝやうにと所信
を曲けなかりしかいよ〱御確定を得る
に三月三日の御書面にも前記御外
遊及ひ其の法理作は宗治向の軌道に措け

身をもつて御外遊を御止め申すへしなとと
するものもあつたか而かも御留守の間と
の中には不穏なる思想を有する徒の不逞
鮮人なとも居住していたので御身辺の御
危険は決して無欲を許さなかつたけ間に
並して山縣公の苦心は実に言葉に尽くせ
ないものがあつたのであらうされはこそ殿下の
御一行が英京倫敦に御安着ありて後は殿

山縣公史實調査會用紙
国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

下が御採擇ますく廣はしく上つて御紙
論の御主張にあらせられ御有效を活動
空裏に振廻したことも公は蔑之す峻しく候
い閑くれのとかものは蓋し公の衷心の欲
東は東像に就くばつ其他東宮殿下の御結
婚問題に就ては所謂宮中某重大事件を
て中外の視聽を集めたような大問題まで
惹起したのであるが其真相に就ては事丸

山縣公史實調査會用紙

軍の大恩に関する御事柄でありて現在は勿
論恐らく永久にこれを公表するの日もなき
ことはあるまいと思ふが、今から此間山縣
公の我皇室の前途に付て六十何年の公生
涯を拋ち狂介の一平素らなり自己の所信
を貫かんとする強き如き赤誠は蓋し始
より從らで偏ら士る堅き信念に基づいたも
のであることは今更ら言ふまでもない

山縣公史實調査會用紙

国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

からも摂政御設定に関しても公は何かれけ
苦心された御方は現に枢密院に紛議されて
居る建白書草稿がであるが之らも今
に於て以上の御断しもすることの出来な
いのは遺憾である

◇山縣公の皇室に対して忠誠を捧げたこ
とは今更呶々とするまでもないが取分け
先帝明治天皇陛下には身を捨つるほどの御

信を奉仕して居れたに依らうか公も君信
もより以上に言から一切人との交際から
先帝に対しても相当偏と謂々の意見を申
上げ陛下殊に近く御採納に相成りたる故
と全く君臣一体の間に美しく床しい事実
は常に私との眼の前に流露されて居るの
である

◇何時かお噺しれからも思ふか至好い—

山縣公史實調査會用紙
国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

例へば先年総本部下に陸軍特別大演習が府内で挙行せられたことがある所謂名の如く演習が始まると演習に参加し之れ攻防両軍の司令官以下將校全部並に府行地の文武官並に縣会議員や土地の有力者數百名數千名を召されて大饗宴を催させらるのであるが此事たるや所謂史實に屡ある挿話の枕めめなる地方の人々は如何に聖徳に感激

山縣公史實調査會用紙

するか計り知られないのみならず一般の士気にも顕著なる効果を及ぼすことは云ふまでもない

今迄では當年の所謂饗宴は総監部の下に一大饗宴場が設けられそこに所召になつたつた文武百官は此の時陛下の光榮に浴すべく時刻前から参集し陛下の出御を今や遅しと待ち申上げていれ刹那である御

山縣公史實調査會用紙

都合により急に御見合せとの情報か
あつたれそれは御料を去る数里の地点に於
痢病患者か発生したからとの理由てあるの
侍醫野田玄卿の奏請にかゝるものてある
といふことてある
◇ 元来も少しく拙かつた公は頗る良くないこととか
元来は内を攻め事柄てある御見合の事か今
かし流石からでも御出来なさいて居られぬ故

も命令到者は余程も 陛下の御直宮を拝
し奉らんかく御侍女申上けてゐるのに
是等御の間違ふ様に至り急に御見合となつ
ては独り軍紀士気の上に影響するはかり
てなく御盛徳の上にも少なからぬものかあらう
公は当地にても 陛下の御出来を仰くや
うれしさの余りから早速馬に跨つて行在所に
駆け付けられたので公は今しく太陽宮
甚時公と全じく

所ニ生着シテ陛下ノ御出マシヲ御迎ヘ申シテ御
供ヲシテ一ツ中ニハ小松宮殿下ヲ始メ
大山元帥桂大将ナドモ居並ンデ居テ公ト
今一ク俄カノ御之会ニ驚クト共ニ山縣公
ノ意之ニ対シテ何レモ全意合意ヲ表シテ
居ラレタノデアツタ

◇デ山縣公ハ行在所ニ伺候スルヤ直グニ
陛下ニ拝謁シテ右ノ趣ヲ言上シタ場合ハ
兵站トモ出御アラセラレルヤウニトノ御気力
メヤ上ゲタ処、陛下ニハ文武官之地殿
ノ気象ト能ヲモ共ニ壮ナルノニハ素ヨリ御
異存ノアラセラレル訳デモナイノデアツタシ
デハト公ノ差上思ヒ直チニ出御ノ運ハサレ
御上陸モ思召帰リ旅シ御警衛ヲ済ラセラレ
タノデアツタ

◇新様ハ御陰ハ殿人ト共ニ岸ニ是アラセラルノ

山縣公史實調査會用紙

有様であるが若木を一とお話しすると労
以陛下の御聖明にも亘らず存するやうな御
心から好ましむ所は固で止めて早く安寧
するに山縣公は陛下の御威徳を見り以上
に韓かに若干るよう自己の思ふよは御苦慮り
好く言上し陛下に御満足の深い山縣
公の意見を御採決あらせらるゝことは莫大
御の如き御維新は山縣公をして一層威徳
に陰然として忠誠を励ましむる次第
である
何処天下に近く大野伯爵から聞して行つ
くりゝと承知することとしたい

山縣公史實調查會用紙
山縣公史實調查會用紙

山縣公爵實調査會用紙

国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17

国立国会図書館　山縣有朋伝記編纂資料（写本）17